

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成25年6月27日 午前9時58分～午後2時7分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	江口是彦	委員	井上勝博
副委員長	中島由美子	委員	新原春二
委員	瀬尾和敬	委員	今塩屋裕一
委員	永山伸一		

○その他の議員

議員 帯田裕達

○説明のための出席者

市民福祉部長	春田修一	障害福祉グループ長	中木屋照人
環境課長	寺園良介	高齢・介護福祉課長	仙名浩貴治
生活環境グループ長	芹ヶ野直美	主幹	紙屋一朗
市民課長	榎順一	福祉課長	坂元安夫
課長代理	三堂和守	援護第1グループ長	加治屋光久
主幹	堀切良一	子育て支援課長	吉川真一
市民相談グループ長	福田高志	育成支援グループ長	内村初男
川内クリーンセンター所長	染川秀夫		
市民健康課長	宍野克己	税務課長	山口秀昭
主幹	堂元泰子	課長代理	佐多誠一
保険年金課長	中村真	主幹	中俣賢一郎
障害・社会福祉課長	徳留真理子	市民税グループ長	大原和人
課長代理	宍野盛久	収納課長	枇杷繁
主幹	後藤里美	専門職	火野坂博行
社会福祉グループ長	松野太士		

○事務局職員

議事調査課長	道場益男	議事グループ専門員	久米道秋
議事グループ長	瀬戸口健一		

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
(所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第93号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算	市 民 課
(所管事務調査)	
議案第93号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算	市 民 健 康 課
議案第95号 平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算	
(所管事務調査)	
議案第84号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	保 險 年 金 課
陳情第5号 年金2.5%の削減中止を求める意見書提出についての陳情	(税 務 課) (収 納 課)
(所管事務調査)	
議案第93号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
(所管事務調査)	
議案第93号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
(所管事務調査)	
議案第93号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算	福 祉 課
(所管事務調査)	
議案第93号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算	子 育 て 支 援 課
(所管事務調査)	

△開　会

○委員長（江口是彦）ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。本日は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

なお、環境課と川内クリーンセンターについては、同時に審査を行います。

永山委員、着席であります。

また、当局においては、4月に人事異動がありましたので、各課の説明の冒頭に異動者の紹介をいただきたいと思いますので、御了承願います。

ここで、お一人から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において隨時許可いたします。

△市民福祉部長の概要説明

○委員長（江口是彦）それでは、各課の審査に入ります。まず、市民福祉部長に概要説明をお願いします。

○市民福祉部長（春田修一）皆さんおはようございます。4月1日付の異動によりまして、市民福祉部長を拝命しました春田でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

まだ3カ月経たない状況でございますが、この間に風疹の問題、あるいは子宮頸がんの問題というような形で予想しなかったような—突発的というわけじゃないんですが—対応を迫られる部分等が出てまいりまして、憔悴の状態でございますが、できる限り市民福祉向上のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうか皆さんよろしくお願ひいたします。それでは、座って説明させていただきます。

まず、議案第84号でございますが、薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは所管は税務課になるところでございますが、市民福祉委員会の中で説明させていただきたいと思います。内容につきましては、東日本大震災関連の課税の特例が租税特別措置法に定められたために改正するものでございま

す。

そのほか、議案第93号では、一般会計補正予算並びに議案第95号の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算におきまして、5つの課に関連する補正予算がございます。この内容につきましては、県の特定離島ふるさとおこし推進事業の内示によるものほか、国県事業の採択等により計上させていただいたものでございます。以上が、簡単ではございますが、議案の概要でございます。

また、市民福祉委員会資料に基づいて報告を予定しております。詳細につきましては、それぞれの担当課長に説明させていただきたいと思いますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（江口是彦）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。当局の説明を求めます。

○環境課長（寺園良介）おはようございます。4月1日付の異動で、一人、交代がありましたので、紹介いたします。環境課の生活環境グループ長ということで、観光シティセールス課から芹ヶ野がまいりました。よろしくお願ひいたします。

○環境課生活環境グループ長（芹ヶ野直美）おはようございます。芹ヶ野です。よろしくお願ひします。

○環境課長（寺園良介）それでは、所管事務調査ということで、市民福祉委員会資料に基づきまして説明させていただきたいと思います。

市民福祉委員会資料の3ページでございます。微小粒子状物質、通常PM2.5といって、皆様も御存じだと思うんですけども、新聞をちょっとぎわせていたものについて報告をしておきたいというふうに思います。

まず、PM2.5の定義でございますけれども、大気中に浮遊する粒径が2.5マイクロメーター以下の小さな粒子状物質の総称でございます。特定の化学物質を指すものではありません。1マ

イクロメーターというのは、1ミリメーターの1,000分の1、マイクロが100分の1ですから、1ミリメーターの1,000分の1で、2.5マイクロメーターというのは、髪の毛の太さの30分の1程度ということでございます。

2番目が、環境基準でございますけれども、1年の平均値が15マイクログラム／立米（5ページの発言により訂正済み）以下、1年間の長期暴露という形で、こういう環境基準が設けられております。かつ1日の平均値が35マイクログラム／立米（5ページの発言により訂正済み）以下であること、これも1マイクログラムというのは1ミリグラムの1,000分の1ということでございます。これは平成21年の9月に環境省が設定したものでございまして、1時間値に関する基準はございません。1日と1年という形で、長期暴露と短期暴露があった場合は、健康に影響があるのではないかということになっております。

環境基準というのを解説しておりますけれども、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準ということで定められておりまして、この超過がすぐに健康被害に結びつくものではないというものですございます。

3番目が、発生の要因でございますけれども、まず、発生源から直接、排出されます一次粒子と、それから大気中で光化学反応によりガス状の物質が粒子化する二次粒子の2種類がございます。

まず、一次粒子の発生源といたしましては、工場、それから事業所からの排出されるばい煙、それからディーゼル自動車の排気ガスといった人為的なものと、それから土壤、それから海の塩、この粒子、それから火山の噴煙等の自然的なものに大別されます。新聞等をぎわしておるのは、その後の最近で言うところの大陸からの移流による国内への影響、これが指摘されているということでございます。

4番目が、健康への影響でございますけれども、粒径が2.5マイクロメーター以下ということで、非常に小さいので、肺の奥のほうまで入りやすくて、肺がんや呼吸器系への影響に加えて、循環器系への影響が懸念されているということでございます。注意情報の発表でございますけれども、まず、監視体制でございます。県内には17箇所の大気

測定局がございますけれども、PM2.5の測定が行われているのは、右の表の中の8カ所でございます。PM2.5を含む大気汚染物質の測定データにつきましては、鹿児島県の大気環境状況というウェブサイトで、ほとんど速報値で公開をされておるところでございます。

4ページをお開きください。この測定というのは、大気汚染防止法の規定に基づく常時監視という形で行われているもので、決して大陸からの越境汚染を監視することが目的ではありません。これにつきましては、大気汚染防止法を所管するところの県と鹿児島市、中核市ということで、測定の義務があるということで、測定局が設けられているということでございます。

それから、注意情報発表の基準ですけれども、県内の8測定局のいずれかで、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値——朝の3時間平均といっているんですけれども——これが85マイクログラム／立米（5ページの発言により訂正済み）を超えた場合は、1日の平均値が70マイクログラム／立米（5ページの発言により訂正済み）——この70マイクログラム／立米（5ページの発言により訂正済み）が、国が暫定で指針値、基準値をつくったものでございますけれども——これを超えることが予想されるということで、鹿児島県が午前8時に県下全域を対象に注意情報を発表するという形になっています。

発表された後、県内全ての測定局で1時間値が50マイクログラム／立米（5ページの発言により訂正済み）以下となった場合は、いわゆる注意情報の解除という形になります。これは県のほうで、ことしの3月8日に発表要領を策定されまして、翌日から運用を開始しておりますけれども、いまだかつて注意情報が発表されたことはございません。注意情報の内容、これはあくまでも法律に基づくものではないので、強制力を伴うものではないんですけども、まず、不要不急の外出ができるだけ減らすと。それから、屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすと。それから、換気や窓の開閉を必要最小限にすることにより、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくする。それから、呼吸器系や循環器系疾患のある者、それから、小児、高齢者等は、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれるというものでござい

ます。

本市の対応でございますけれども、既定の連絡網により——これを4月半ばに一応会合を開きまして、関係各機関と調整をしておりますけれども、——関係各課・機関へ連絡して、各課・各機関の持つ所管施設への周知を図るとともに、防災行政無線や、場合によっては広報車等により、市民への注意喚起を行うという形をとっておるところでございます。

大きな3番目が、5月下旬の濃度上昇を表したものでございます。測定局7局、1局は、局舎修理のため、この期間は測定できなかつたので、7局でございます。5月22、23、24で、1日の平均値が70を超えたところ、これはゴシックの太文字で書いてあります。5月22日、朝の3時間平均値、羽島が84.3、85は超えてなかつたので、結局、注意喚起情報は出てないということですけれども、結果としては、1日の平均が70を超えていたということで、新聞にいろいろと取りざたをされたところでございます。

その下は、今、私が申し上げたことですけれども、いずれの測定局においても、朝の3時間平均が80マイクログラム／立米。すみません、パリッターとさつきからいっておりました。間違います。パー立米です。（4ページで訂正済み）——を超過しなかつたため、鹿児島県から注意情報は発表されていないというものでございます。

環境課のほうでは、国の暫定指針、それから、それに基づく鹿児島県の要領に基づきまして、注意喚起を行うことが最良というふうに考えておりますけれども、各施設の責任者、学校、それから幼稚園等の判断に、独自に屋外活動自粛等の措置をとることを妨げるものではございません。そういう関係で、新聞の広場欄等で記事が出ていたという経緯もございます。

以上で、説明を終わりたいと思います。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）今までになかったことが、今実際、もう山を見れば一目瞭然なんですね。一番ひどいときなんかは、もう紫尾山が見えないぐらいの汚染なんですが。微粒子ということで、その微粒子の度合いによって健康被害がある、な

しの数値が85で設定されているのですが、その中で、汚染の関係をみんな心配されるんですよね。微粒子の問題はまあいいでしょう。汚染の関係の測定というのは、国のはうでなされているのか、そこら辺はどうなんですか。

○環境課長（寺園良介）汚染といいますと大気汚染防止法に基づく常時監視ということで、先ほど申し上げました県内17箇所、大気測定局がございます。ここでほかの項目についても測定をいたしておりまして、基準値を超えた場合には、それなりの対処をされると。その中に、新たに平成21年から、このPM2.5が入っておりますけれども、PM2.5の測定局については、17箇所のうちの8箇所ということでございます。

○委員長（江口是彦）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。御苦労さまでした。

△市民課の審査

○委員長（江口是彦）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）まず、議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題いたします。当局の補足説明を求めます。

○市民課長（榊 順一）まず、説明になります前に、平成25年度4月1日の人事異動に伴いまして、職員を御紹介申し上げます。まず、課長代理の三堂和守です。

○課長代理（三堂和守）三堂です。よろしくお願いします。

○市民課長（榊 順一）次に、主幹兼企画総務グループ長の堀切良一です。

○主幹（堀切良一）堀切です。よろしくお願いします。

○市民課長（榊 順一）次に、市民相談グループ長の福田高志です。

○市民相談グループ長（福田高志）福田です。よろしくお願いします。

○市民課長（榊 順一）最後に、私、市民課長

の榎順一です。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、予算に関する説明書の15ページをお開きください。2款1項1目、一般管理費でございます。市民政策調整費は県補助金を増額し、一般財源の同額を減額する財源調整でございます。これは子育て支援課が所管する保育士等処遇改善臨時特例事業の事務相当分が追加されたため、その一部、133万7,000円を人件費に組み替えするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。ここで議案第93号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行います。当局の説明を求めます。

○市民課長（榎 順一）それでは、平成25年の3月9日からサービスを開始いたしましたコンビニ交付の現況について、御報告申し上げます。

市民福祉委員会の資料、1ページ目をお開きください。1のコンビニ事業者ごとのサービス開始時期でございますけれども、セブンイレブンにつきましては、平成24年3月9日からサービスを開始しているところでございます。ローソンでは、4月24日からサービスを開始いたしました。サークルKサンクスでは、5月27日から本市域でのサービスを開始しましたけれども、約2カ月後の8月には全国の店舗でサービスを開始する予定となっております。ファミリーマートは、ことしの秋をめどにサービスが開始できる予定と聞いているところでございます。

次に、2番目のコンビニ交付の店舗数でございます。この表にありますように、現在、24カ所で利用されておりますが、ファミリーマートが加わりますと、市内37カ所のコンビニで証明書を交付できるということになります。

3番目のコンビニでの証明書等の交付の利用状況でございますけれども、セブンイレブン、ローソン及びサークルKサンクスの5月末までの累計

件数——枚数でございますが、584人の利用者で、693枚の発行となっております。

詳細につきましては、資料の2ページ目をお開きください。この資料は、2月からの実績となっておりますけれども、セブンイレブンのサービス開始前に、市内の実店舗で最終試験を行いました、一部その手数料が含まれております。①の発行枚数ですが、先ほど申し上げましたように、4つの証明書で693枚、1日約9枚となっております。②の時間帯別交付枚数の割合ですけれども、表の下のほうにありますように、平日の9時から17時までが約4割、平日の時間外、6時半から9時までと、それから17時以降23時までですけれども、それと、土曜・日曜日、祝日の休日が約6割となっているところでございます。③の場所別交付枚数の各店舗の状況ですけれども、ほぼ市内の店舗で交付されている状況でございます。④の市内のコンビニ店舗別交付枚数は、この表のとおりでございまして、ほぼ満遍なく市内全域で利用されている状況となっております。

それでは、1ページの方へお戻りください。最後に、4番目の住民基本台帳カードの交付枚数について御報告します。平成25年4月1日現在、2万2,040枚の交付となっておりまして、人口に対する交付率は22.3%となり、昨年度と比較しますと、1,708枚、1.8ポイントの増となっているところです。コンビニ交付につきましては、まだ始まったばかりでございますので、これから更なる利用増が図られますように、市民への周知等に力を入れていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）実績が2月から5月ということなんですが、この2月から5月の間の全体の住民票の発行というか、交付数というのはわかりますか。

○市民課長（榎 順一）この場にちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後もって御報告申し上げます。

○委員（井上勝博）便利になることはいいことなんですけれども、ただ、実際、住民票をどうい

うところで使うのかということについて言えば、ある統計ではほとんど市役所で使うという——ほとんどというわけじゃないんですけど、大部分が市役所で使うというのがある。ほかにも使うところがあると思うんですけれども、コンビニで住民票を交付される方々が、何に使われるかというのは、これはもう全くわからないわけですよね、どういうことなのか。

○市民課長（榊 順一）コンビニ交付で使う方が何に使うか、使途はわかりません。ただ、前回そういう質問もございましたので、窓口での交付の中で、どのような使い道かというのを、平成24年の12月からことしの3月までの統計で調べてみましたけれども、住民票につきましては、車の購入とか相続、クレジット開設、資格取得とかパスポート、会社の引っ越し等の会社に出すというようなことで利用があります。また、印鑑証明書については、不動産、マンション、自動車の売り払い等に使われているようでございます。それと、戸籍関係は、相続、国籍証明とかパスポート、家族割りの携帯電話等の申し込み等で利用があるということで統計をとっているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）この中に役所で使うというのはないんですか。

○市民課長（榊 順一）私どもが申請書に書いてある使い道として調べましたところ、今申し上げたとおりでございまして、役所云々というのは出てなかつたということでございます。

以上です。

○委員（新原春二）市民にとっては非常にありがたい制度なんですが、今度、始まってまだ3カ月から4カ月ということで、データ的にどうなかわかりませんが、県内の類似都市、鹿屋、霧島、そこら辺の状況がどうなっているのか、その辺の状況等と、それから、住民基本台帳の22.3%、この部分が感覚としてどの程度まで伸びる可能性といいますか、市としては100%が一番いいんでしょうけども、やっぱりなることはありませんので、市民課として大体どの程度まですればいいのかな、いいというわけじゃないんですけども、想定をされているのか、そこら辺をちょっとお知らせください。

○市民課長（榊 順一）県内の状況でございますけれども、コンビニ交付を始めましたが、鹿児島県では薩摩川内市が第1号ということで、他の実績がございませんので。ただ、鹿児島市が来年の1月にサービスを開始するということは聞いております。

それと、住基カードの利用率はどれぐらいまでかということですけど、実は、個人番号制度が始まるわけすけれども、それが平成28年の1月から運用されるということで、これらの状況も見ながらということになるんですけども、個人番号カードが結局、無料で交付されるのか、有料になるのかというのがまだ決まっていないというような状況の中でございます。

ただ、今の住基カードも10年間の有効期間がございますので、希望する方は住基カードからその個人番号カードに変えられる方もいらっしゃるというようなことになると思うんですけど、並行して一部、運用がされるというようなことですので、今、22.3%でございますけれども、しばらくはまだ推進していく、コンビニ交付もできますので、身近なところで、そういったサービスが受けられるようにはしていきたいというふうに思います。ですから、まだここ1~2年は住民基本台帳カードの推進はしっかりと進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。以上で、市民課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△市民健康課の審査

○委員長（江口是彦）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで審査を一時中止しておりました議案第93号を議題といたします。一般会計補正予算について当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己）補足説明の前に、職員の異動がございましたので、紹介させていただきたいと思います。主幹の堂元でございます。

○主幹（堂元泰子）よろしくお願ひします。

○市民健康課長（宍野克己）私、市民健康課長の宍野でございます。そのほかグループ長以上の異動はございませんでした。よろしくお願ひします。

それでは、早速、議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算の市民健康課分について、御説明を申し上げます。予算書、予算に関する説明書の19ページをごらんください。4款1項1目、保健衛生総務費でございますが、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金634万4,000円を増額補正しております。これは、特別会計への歳出の増額補正に対するものであります。

以上で、議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算の市民健康課分に関する説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで議案第93号に係る審査を一時中止します。

△議案第95号平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（江口是彦）次に、議案第95号平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己）次に、議案第95号平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算について説明をいたします。

まず、歳出から説明をいたしますので、同じく52ページをごらんください。2款1項1目、医療用機械器具費でございますが、3,171万7,000円の増額補正をお願いしております。

これは上甑診療所における電子内視鏡装置、超音波診断装置、歯科ユニット及び下甑長浜診療所のX線テレビシステムの医療機械整備費について増額をするものでございます。なお、財源は県補助金特定離島ふるさとおこし推進事業、補助率80%により整備をするものでございます。

次に、歳入の内容について御説明をいたします。前に戻っていただき、50ページをごらんください。4款1項1目、施設整備費補助金は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、先ほど申しましたとおり80%で、医療用機械整備に充当するものであります。

次に、51ページをごらんください。7款1項1目、一般会計繰入金でございますが、医療用機械整備に係る市の負担分20%について、一般会計からの繰入金を増額するものであります。なお、当初予算で計上せず、6月補正になった理由は、県の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金を活用するもので、本年1月の申請でございましたので、決定が当初予算編成時に間に合わなかったということで、今回の補正でお願いしようとするものでございます。

以上で、議案第95号平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算に関する説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。これより討論・採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行

います。当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己） 資料は特に用意してございませんが、全員協議会で風疹の状況について御説明を申し上げました。それ以降の状況について説明を申し上げたいと思います。

6月26日、昨日の16時30分現在でございますが、川薩管内で301件、6月12日の説明時では、228件と申し上げておりましたので、73件増加してございます。この間が15日間ということでございますので、平均しますと1日当たり4.86人ということでございますので、今なお、まだ終息には至っていないということでございます。

それから、補助金の申請状況でございますが、同じく昨日の時点ですでございますが、274件、申請がございます。前回が153件ございましたので、57件ということで、730人を予定しておりましたが、執行率は37.5ということでございます。先ほど申しましたとおり、この対策といたしましては、市内の戸別受信機による注意喚起を更にしていきたいというふうに思っております。

あと、一つ協力依頼ということで、6月14日付けの厚労省の保健局結核感染症課長名で、麻疹・風疹のMRワクチンというのが、このままの状況でいくと、かなり不足していくというようなことで、そのために安定供給のめどがつくまで任意の接種、いわゆる定期接種以外の大人の接種でございますが、妊婦の周囲の方、それから妊娠希望者、または妊娠をする可能性の高い方で抗体が十分であると確認できた以外の方については、その方を優先的に接種してくださいというような通知文が来ておりまして、その件についても医療関係機関にも通知をしているところでございます。

そのほか子宮頸がんの件でございますが、中島委員の一般質問にもございましたけど、平成25年の中学1年生を対象に、448名でございますが、既に依頼の通知を差し上げていたところでございますが、今回、6月20日付で同じく448名に対して、今回の副反応に対する発生頻度が明らかであるということで、積極的な勧奨をしないようにというような厚労省からの通知があったことから、混乱を避けるために、今回、通知を差し上げました。

内容としましては、接種を1回もされてない方、また1回、2回までされた方につきまして、新たな指針が出るまではそのまま打たないでもいいですと。中には打ちたいという方もいらっしゃいますので、その場合は無料で今までどおり対応するというような内容でございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） この風疹なんですが、何人ということで発表されるわけですが、これは例えば、男女とか、それから年代別とか、そういうのはわかるんですか。

○市民健康課長（宍野克己） 男女別、それから年代別ということでございますが、パーセントで申し上げますと、まず、男女別でございますが、79%が男性、それから年代別では30代、これが29%、それから40代が25%ということで、30から49歳までが144名、男だけですが、42%を占めているということでございます。

○委員（井上勝博） 妊婦の方がかかったとかということは。

○市民健康課長（宍野克己） 今のところそういった報告は受けておりません。

○委員（井上勝博） 感染原因について、調べるというお話をやったと思うのですが、それは調べているのでしょうか。

○市民健康課長（宍野克己） 国立感染症予防研究所が入りまして、今現在、精査中だと聞いております。結果については、7月から8月ごろには出るというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。以上で、市民健康課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△保険年金課の審査

○委員長（江口是彦） 次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第84号薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（江口是彦） それでは、議案第84号薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭） 議案の説明に入る前に、4月の人事異動に伴います税務課と収納課の職員紹介を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（江口是彦） はい。

○税務課長（山口秀昭） 税務課です。課長代理の佐多です。

○税務課長代理（佐多誠一） 佐多と申します。よろしくお願ひします。

○税務課長（山口秀昭） 主幹の中俣です。

○税務課主幹（中俣賢一郎） 中俣です。よろしくお願ひします。

○税務課長（山口秀昭） 市民税グループ長の大原です。

○税務課市民税グループ長（大原和人） 大原です。よろしくお願ひします。

○税務課長（山口秀昭） 税務課長の山口です。よろしくお願ひいたします。

○収納課長（枇杷繁） 続きまして、収納課にも異動がありましたので、収納課の異動を紹介いたします。専門職の火野坂です。

○収納課専門職（火野坂博行） 火野坂です。どうかよろしくお願ひします。

○税務課長（山口秀昭） 以上です。

それでは、議案第84号薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

議案つづりは、その1、84-1ページであります。提案理由につきましては、本会議で部長から説明をいたしておりますので、省略させていただきます。

説明は、市民福祉委員会の資料で行いますので、資料の6ページをお開きください。概要であります、東日本大震災における譲渡所得の課税に係る特例等について、所要の規定の整備を図ったものでございます。

改正の概要ですけれども、その有していた家屋で、その居住の用に供していたものが、東日本大

震災により滅失したことによって、その居住の用に供することができなくなった方の相続人が、その家屋の敷地の用に供されていた土地等を、災害のあった日から7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡した場合に、租税特別措置法に定める次の譲渡所得課税の特例の適用条件を満たすときに、その特例の適用を受けることとされたものでございます。施行期日は、平成26年1月1日となっております。

なお、現在、対象になられる方はおりません。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

終わります。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 対象になる方はいらっしゃらないというふうにおっしゃったんですが、そのいないということがわかるのは、どういうふうにすれば、いないというのがわかるんですか。

○税務課長（山口秀昭） 1月1日現在で課税されることになりますので、その方の対象の方がいらっしゃらないということでございます。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。これより討論・採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△陳情第5号年金2.5%の削減中止を求める意見書提出についての陳情

○委員長（江口是彦） 次に、陳情第5号年金2.5%の削減中止を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。陳情文書表を書記に朗読させます。（朗読内容は省略、巻末に陳情文

書表を添付)

○委員長（江口是彦） 次に、本陳情の審査に当たって、国民年金制度の改正内容について、事前に補足説明を当局にお願いをしておりました。

説明を受けるに当たって、書記に資料を配付させますので、しばらくお待ちください。

では、説明をお願いします。

○保険年金課長（中村 真） それでは、平成24年11月16日制定、同月26日に公布されました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律のうち、今回の陳情に関係のあります特例水準の解消関係の概要について、少し説明をさせていただきたいと存じます。この資料は、厚生労働省のホームページ、この法律改正に関して掲載してあるものに基づき提示してございますので、その点は御了承いただきたいと存じます。

まず、今回の改正の趣旨としましては、この特例水準の解消関係では、平成12年度以降の各年度における年金額等の改定の特例措置による年金額等の水準について、段階的な適正化を図るなどのため、所要の措置を講ずるとなってございます。

資料の1ページをお開きください。1、法律の概要の（2）特例水準の解消関係の①をごらんいただきたいと存じます。世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準2.5%につきまして、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消するとなっております。理由といたしましては、その下に、※の1番目に、現在支給されている年金額が、平成11年から平成13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準よりも2.5%高い水準になっているということで、※の2番目になりますように、平成25年10月に1%、平成26年4月に1%、平成27年4月に0.5%を下げようというスケジュールになっているものでございます。2の施行期日の（2）特例水準の解消関係については、本年10月1日から実施しようとするものでございます。

資料の3ページをお開きください。資料の3ページのそこには、ただいま説明しました内容を、さらに少し詳しく記載をしてございます。中段の左側に、概念図とありますように、今後、仮

に3年間、物価、賃金が上昇も下落もしないとした場合に、本年10月に1%、来年度に1%、再来年度に0.5%、計2.5%下げようとするものでございます。さらに、その右側に、年金額の推移を記載してございますので、御参照いただければと存じます。さらに、一番下の四角囲みの特例水準解消の意義をごらんいただきたいと存じますが、この年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の改善を図るとされてございます。

続きまして、4ページをお開きください。特例水準と本来水準の推移についてとして、グラフを掲載してございます。平成12年度から平成14年度にかけて、物価スライド特例措置を実施したことにより、平成24年度以降におきまして、実際に支給されている年金の水準と、平成16年度改正後の法律が規定する本来の年金水準の間に、2.5%の開きが出ているというものでございます。

以上で、今回の陳情に関する内容について、厚生労働省の資料に基づき概要を説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） これは前回の本会議の中で、生活保護基準との関係で物価が下がって、その中身がどうなのかということについて調べた経過があるわけですけれども。物価が下がっているというけれども、主に下がっているのが電気製品とかパソコンとかDVDとか、そういうものが中心に物価を引き下げているという政府の調査もあるわけですから、その点については何か調べていらっしゃいませんか。

○保険年金課長（中村 真） ただいまの御質問でございます。物価のほうが下がっているということであるけども、それについて調査していないかということございますけども、その点については、特にこちらのほうで調べているというものはございません。

以上です。

○委員（井上勝博） 陳情の中には、厚生年金、国民年金の支給額が平成24年度で370億円ということで、薩摩川内市ではこれだけの年金を受

けていらっしゃる。これが消費に向かったりしているわけですけれども、2.5%削減が9億円を超えるということで、9億円、年間消費されるはずのものが9億円減るということで、税収などにも直結するのではないかという指摘なんですけれども、その点については、税務課の見解というのはありますか。

○税務課長（山口秀昭）特にありません。

○委員（井上勝博）税収が減るということについてお認めになるということになるんですか。

○税務課長（山口秀昭）そこまでの税収についての踏み込んだ政府の見解というものは出ておりませんので、今の私の立場では答えられないということです。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。それでは質疑を終了し、討論・採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）継続審査の声はありませんので、これより討論・採決を行います。討論はありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論を許します。

○委員（新原春二）年金が下がるという意味では、非常に、私も年金受給者でありまして、非常に断腸の思いがするわけすけども、3ページの特例水準解消の意義というところに書いてあるんですが、やっぱり総体的に判断をしなければならないと思います。

したがって、意義のところに書いてあります現役世代の将来的な受給の将来の年金の確保につなげる。また、世代間の公平を図るという意味から、年金受給者だけのそうした要求ではいけないんじゃないかということで、この問題については反対をいたします。

○委員長（江口是彦）次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）物価が下がったということについては、実感としてそういうふうに思われるという方はそんなにいらっしゃらないと思うんですね、生活しているわけですから。やっぱり主に、私はパソコン関係、電気関係が好きですので、その辺については、この数年間、見てますけども、大体20万とか25万とかというふうなパソコンが、今は5万程度で、結構いいものも手に入るようになつたし、液晶テレビも、売れ始めたころというのは30万とかいうものがかなり下がってきてている。これが主に物価を下げている要因であって、多数の高齢者の方々は、わずかな年金で、その日、その日を本当に大変な思いで暮らしている方が圧倒的に多いというふうに思うんですね。20万以上というふうに年金をもらっている方もたまにいらっしゃいますけど、本当に珍しい、本当にうらやましいというふうな見方ですよね。だから、そういう点では、本当に高齢者の暮らしをこれ以上、苦しい目にあわせていいんだろうかということを考えなきゃいけないと。

この年金の問題で、削減して、世代間の公平とかとおっしゃいますけれども、そもそも年金額は非常に少ない。国民年金の場合は六万四千数百円が最高額で、それ以下の方々が圧倒的に多いということで、むしろ年金額は引き上げなきやいけない。その財源については、やはり超資産家とかいう方も確かにいらっしゃるわけですよ。薩摩川内市ではそんなに少ないかもしれませんけどね。だから、本当に資産家、大資産家、また、株でもうかつた場合には、20%というのが本来の本則で税金をかけるというのがなっているのに、ずっと10%で延期、延期で来ていると。こういうことも考えても、非常に不公平感という点では、暮らしが大変な人ほど不公平なんじゃないかというふうに思うんです。

そういう点では、年金、今度引き下げを段階的に進めるということについては、絶対にしてはいけないというふうに考えるもので、賛成の討論といたします。

○委員長（江口是彦）反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論は終結したと認めます。これより起立により採決を行います。本陳情は、趣旨を了とし採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（江口是彦）起立少数であります。よって、本陳情は不採択すべきものと決定しました。

以上で、陳情第5号に係る審査を終わります。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行います。当局の説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、所管事務調査としまして、委員会資料に基づき説明をさせていただきたいと存じますので、市民福祉委員会資料の5ページをお開きいただきたいと存じます。

定例で報告をさせていただいております短期被保険者証・資格証明書の交付状況について、国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ5月末現在を記載してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、保険年金課に関します事項について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。以上で、保険年金課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しておりました議案第93号を議題といたします。一般会計補正予算について、当局の補足説明を求

めます。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）障害・社会福祉課でございます。4月1日付の人事異動によりまして職員の異動がございましたので、紹介させていただきます。まず、課長代理の宍野でございます。

○課長代理（宍野盛久）よろしくお願ひします。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）社会福祉グループ長を兼務しておりましたけれども、後任として、企業・港振興課から松野が参っております。松野社会福祉グループ長でございます。

○社会福祉グループ長（松野太士）よろしくお願ひします。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）次に、主幹の後藤でございます。障害福祉グループ長からの昇任でございます。

○主幹（後藤里美）よろしくお願ひします。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）その後任といたしまして、収納課から参りました中木屋障害福祉グループ長でございます。

○障害福祉グループ長（中木屋照人）よろしくお願ひします。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算について、御説明いたします。

歳出から説明いたします。予算に関する説明書の16ページをお開きください。3款1項2目、身体障害者等福祉費の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費は、軽度・中等度難聴児補聴器助成事業の新規実施に伴う増額補正でございます。

市民福祉委員会資料の7ページをお開きください。鹿児島県の軽度・中等度難聴児補聴器助成事業の概要を示しております。この事業は、今年度から実施されます新規事業でございまして、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に補聴器の購入費の助成を行うものでございます。対象者など事業の内容は、資料のとおりでございますが、購入費の負担割合は、県、市、利用者のそれぞれが、3分の1ずつ負担する仕組みとなっております。

次に、歳入でございます。予算に関する説明書の10ページをお開きください。1款2項2目、民生費補助金、1節、社会福祉費補助金は、軽

度・中等度難聴児補聴器助成事業費補助金でございます。県補助率は、2分の1となっております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）これは対象になる方がどちらいいらっしゃるかというのはわかるんですか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）実際いらっしゃのかどうかということも、教育委員会を通して調べていただきました。現在のところ、教育委員会にお尋ねした限りでは、把握ができないというところが実情でございますが、実際、県のほうでこういう動きがあるということで、業者の方には何件かお問い合わせが県内であるようございますので、それに対応できるようにしていきたいというふうに考えております。

○委員（井上勝博）直接、これとの関連はないんですけども、前、磁気ループの話をしたことがあるんです。これは講演とか会議とか、そういうものが聞き取りにくいという方については、補聴器をつけていても聞き取りにくいということで、磁気ループというそういうシステムを使うと、大抵の補聴器に磁気のセンサーがついてますので、非常にはつきりと聞こえるということで、まだまだ普及は進んでないんですが、非常によく聞こえるという話があるわけですが、その辺については、こういった難聴者の方々というのは、若年層の方じゃなくて、高年者の方が非常に多いわけですが、そういった人たちのためにも、やっぱりそういう磁気ループなども検討されたらいいんじゃないかというふうに思うんですが、ちょっと所管外に入ってしまうのですけども。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）磁気ループにつきましては、私どものところでもいろいろ調べたところでございます。以前、調べまして、実際、聴覚に障害のある方というのは、手帳を持ってらっしゃらない方も随分いらっしゃるんですけれども、いろいろ実際に、私どもも実体験でやってみました。どこまでこの効果があるのかというのもしたんですけど、まず、耳のぐあいが悪い方も出るということ、実際、ここにも書いてございまして、ということがございましたとい

うことと、あとは、この磁気ループを活用できる補聴器というのが限られておりまして、それを買われないと、せっかく磁気ループを設定した会議室に行っても、活用ができないということがわからまして、そうなると、簡単にできることではないんだなあというふうに感じたところで、調べた結果ではそう思ったところでございます。

実際、熊本にこの磁気ループを活用したホールがあるということでございまして、そこからの情報ももらつたんですけども、やっぱり活用はされているところもあるけれども、全ての人に、じゃあ、これでオーケーですというふうにはなかなかいきませんよねというふうには言われたところでございました。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。ここで議案第93号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次は、所管事務調査を行います。当局から説明がありますか。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）ございません。

○委員長（江口是彦）委員の皆さんで御質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないものと認めます。以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。当局の説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）審査に入れます前に、本年4月1日付の人事異動による職員の紹介をさせていただきます。3月まで、社会福祉協議会に業務を委託しております地域包括

支援センターに派遣されておりました、紙屋主幹でございます。どうぞ、よろしくお願ひします。

○主幹（紙屋一朗）紙屋です。よろしくお願ひします。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）それでは改めまして、高齢・介護福祉課の所管事務について御説明させていただきます。

市民福祉委員会資料の8ページをお開きください。資料8ページでございます。第5期介護保険事業計画につきまして、計画期間中における地域密着型サービスの整備方針の進捗状況を御報告させていただきます。

初めに、甑島圏域に認知症対応型共同生活介護、グループホームのことございますが、これを1カ所新設する計画と、9床の事業所があるわけですけれども、このうち3カ所の増床を計画いたしておりました。甑島圏域の新設につきまして、整備地域を下甑島地域といたしまして公募を行いましたところ、下甑町にございます法人から1件だけ応募がございました。この事業者は、介護保険事業の運営経験はございませんが、事業計画・運営方針等において、市民福祉部長を初め、部内関係課長で法人代表者からヒアリングを行いましたところ、代表者の熱意も見られ事業計画は妥当と認めましたので、平成26年4月事業開始を目指に施設整備の準備を進めるよう通知をいたしたところでございます。

次に、増床についてであります。平成23年度から事業所の指定年月日の古い順から順次ヒアリングを行いまして、その結果が良好な事業所から増床を行うこととしております。平成24年度中の整備意向を調査いたしましたところ、グループホームあおいの家は、整備資金及びスタッフの人材確保が困難とのことから、今回は計画を見送られましたので、医療法人同潤会・自立の家、オフィス藤田・グループホーム燐々、特定非営利活動法人こしき風林火山・グループホーム多喜人につきましては、良好な事業者であると認めたことから、増床を行うことといたしました。

なお、甑島地域につきましては介護基盤の整備がおくれていますことから、通常の考え方とは別枠で、順番は後ろのほうになりますけれども、平成24年度中に整備をいたしております。

なお、増床を決定いたしました3事業所の進捗

状況は、医療法人同潤会・自立の家は、本年7月1日に増床を完了予定であり、オフィス藤田・グループホーム燐々は、本年4月1日から18床に増床をしております。また、特定非営利活動法人こしき風林火山・グループホーム多喜人につきましては、去る6月1日に完了し、18床となっております。

また、9床の認知症対応型共同生活介護は、残り5事業所となりますが、増床を希望している4事業所につきましては、第6期以降の介護保険事業計画において増床する事業所数等を検討していきたいと考えております。

次に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、及び複合型サービスについて、事業者の公募を行いましたところ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業には1法人からの応募がございましたが、複合型サービス事業には応募する事業者がございませんでした。

今後、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に応募のあった法人のヒアリングを行い、平成26年4月事業開始に向けた手続を進めていくことといたしておりますが、応募のなかった複合型サービスにつきましては、平成26年度に再度、公募を行う考えでございます。

次の介護療養病床の転換についてでございますが、転換期限が平成29年度末まで延長されたことから、転換の期限まで期間があり、4事業者とも具体的な計画は未定となっております。

なお、地域密着型サービスではございませんが、広域型の施設になりますけれども、介護老人保健施設の20床の増床を第5期介護保険事業計画に登載をいたしております。

この増床につきましては、県において東郷町にございますグレースホームを70床から90床へ増床することが決定されておりまして、去る6月1日に増床が完了しております。

9ページをごらんください。定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて、3月議会でもお示ししたところでございますが、中段の参考、全国の状況のところをごらんください。左側の表第5期介護保険事業計画での実施見込みでは、平成24年度の実施見込み数は189保険者で利用者を0.6万人と見込んでおりましたが、右側の表平成25年4月末時点の全国の状況では、

142 保険者で利用者は2,417人であり、利用者は国の見込み量の40%程度と、このサービスの普及が進んでいないのが現状でございます。

10ページをお開きください。参考といたしまして、地域密着型サービスが創設されました平成18年度から平成25年度末までの定員数の推移を記載してございますので、ご参照ください。

11ページをごらんください。介護保険施設の待機者数の推移を記載しております。平成22年度から平成23年度までは、個人情報に配慮し、待機者の人数だけの把握をしておりました関係で、待機者の延べ人数を記載してございますが、平成24年度からは、待機者の人数だけではなく、介護保険の被保険者番号も調査を行いまして、その被保険者番号で重複あるいは住民基本台帳で転出、死亡等の調査をいたしております。平成25年4月現在では、介護老人福祉施設、いわゆる特老につきましては、待機者の合計は1,361人でございますが、一番下の黒丸の平成25年度と書いてあるところの表が上下2段ございますけれども、平成25年度の上の表の介護老人福祉施設設計の欄でございます。待機者数の合計は1,361人でございますが、その表の右側、介護老人福祉施設待機者の内訳の表では、重複等の合計が549人でございまして、待機者の実数は812人でございました。これに、下の表、介護老人保健施設——いわゆる老健でございます。——とグループホームを加えた総計では、1,613人であり、同様に重複等を差し引きますと、待機者数は1,030人であり、平成24年度より若干増加している現状であります。

以上で、高齢・介護福祉課の所管事務について、説明を終わります。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）グループホームの設置ですが、新規が1カ所ということでなってまして、増床が最初4カ所だったのが2~3カ所になったと。1カ所については、資金あるいは人材がちょっと不足をして、今回のようになったということで理解してよろしいですかね。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）計画は3カ所でございまして、中段の表、公募に応じ、

増床を希望した事業者、9事業者とございますが、その表の右側の備考欄を見ていただきたいと思うんですけれども、上の三つ、グループホームそらとお多麻さんの家の2カ所は完了をして、平成23年度に終えております。平成24年度の頭の段階では、2番目の自立の家とグループホームあおいの家、グループホーム燐々が終わっておりませんでしたので、自立の家とあおいの家に最初、お声がけをしましたところ、あおいの家が資金の問題、スタッフの問題で見送りたいということでしたので、次のグループホーム燐々にお声がけをしましたということでございます。

そして、甑島地域は介護基盤の整備がおくれていることから、グループホーム多喜人については別枠でいたしました。結果、川内地域が2カ所、上甑島地域が1カ所、計3カ所となりましたということでございます。

○委員（新原春二）わかりました。要するに、あと4カ所、9床の部分が残っているということですね。それと同時に、また、グループホームの新しいまた設置者の動向といいますか、そういうものはないのか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）いわゆる新規参入といいますか、新しくグループホームをつくりたいんだけどという御相談はよくございます。しかしながら、その事業者の方々には、まず、この9床のところの事業所を18床に増やす、この増床が終わるまでは、新規の整備は考えていないということで、丁寧にお断わりを申し上げているところでございます。

○委員（井上勝博）家事援助のことなんです。介護保険のサービスの、適正化という形で、今、進められているようなんですが。今まで家事援助を受けていた方が、受けられなくなったというケースというのが、この間あるのかなと。どのぐらいあるのかなということなんですが、その辺、わかりますか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）件数につきましては、申しわけございません。この場で数値を把握しておりませんので、後ほど御報告をさせていただくこととさせていただきたいと思いますが、家事援助——介護保険法の基本理念といいますか、考え方方が、自立支援のための保険であるというのがまずございます。そういうことから、

御本人にできる行為、あるいは同居者の家族がおられて、同居者の支援が得られないというところを判断するために、ことし、家事援助のサービスにつきましては、協議制といいますか、していただくようにお願いをしているところでございます。結果、不承認となった件数はございますが、先ほど申しましたとおり、この場で件数は把握しておりません。後ほど報告させていただきます。

○委員（井上勝博）それは1けたとか2けたとか、ちょっとその辺の細かい数字はいいんですけど、かなりの数になるんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）細かい数字は把握しておらないのが現状ですが、ほとんどの方が期間を区切って、とりあえず3カ月、6カ月では介護保険で家事援助を承認することとしますが、家族、同居者の方々の支援の方法も御検討くださいということで、期間を区切って承認をしている件数のほうが圧倒的に多いというのが現状でございます。

○委員（井上勝博）国の制度として、国が介護のサービスについて、家事援助というのについては、同居人がいるかいないかということで、それで判断した自治体があつたがために、国の通達があつて、同居人がいるから必ずしもサービスを受けられないということではないですよという通達が出ているわけですね。だから、まず、同居人が仮に特に病気がないとしても、やっぱり高齢のためだとか、いろんな判断した上で、サービスを受けられるようにというふうに通達を出していたんじゃないかなと思うんですよね。

しかし、現実には、私の受けたケースの中では、結局は介護サービスを受けられないから、ほかのサービスに頼るというふうになっていらっしゃるわけなんですよ。だから、物理的にやっぱりそれができないから、介護サービスを受けていたという方のケースというのはありますので、介護保険制度、これはもう介護保険制度が始まるときの私の記憶では、盛んに保険料を払ってもらうかわりに、必要なサービスは受けられるようにするんだというふうに言ってきたわけですので、保険料を払っていて、そして、利用できるサービスの上限が決められるというところまで来ているのに、上限も使えないというのは、私は介護保険制度の精神からすると、やっぱり違うんじゃないかなとい

う気がするんですよ。

だから、そういったところをもう少し国が言つてきた趣旨を理解していただきて、必要な人にはサービスが受けられるような方向で御検討いただきたいなど。その適正化については、また、後ほどお聞かせください。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）委員のおっしゃるとおりに、国からは同居者のいる家族について、一律にサービス提供を拒否してはならないという通知も出されております。本市におきましても、委員のおっしゃられるように、同居者がいても、高齢で、身体が不自由、あるいは病気がちで、日常の支援ができないという方々も結構おられますので、そういった本当に必要な方には、サービス提供をいたしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○委員（井上勝博）サービスを利用する方々が、やっぱりこれはおかしいというふうにおっしゃっているわけで、それで、具体的な数字としては、今まで家事援助を受けていて、同居人がいらっしゃる。サービスを受けていた方々というのが、推移がどうなっているのか、その内訳ですね。例えば、同居人が3つのパターンがあつたと思うんですよ。病気であつたりとか、要介護の方だととか、病気であつたりとか、そうじゃない方とかという3つのパターンで国の指針を示されていると思うんですが、それぞれの数字がどういうふうな数字になっているかということも、ちょっと詳しく教えていただきたいなと思います。お願ひします。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）今、委員が3つのパターンと言われましたけれども、そういう細かく分類をした統計の数値は持ち合わせておりませんので、協議のあつた申請書をめくりながら、カウントをすることとなりますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

○委員（新原春二）高齢福祉という意味から、現在、市内にも有料老人ホームが結構建ってきてるんですが、この有料老人ホームの位置づけなんですが、介護保険とは全く関係ないわけで、そういう施設の市の高齢福祉とのかかわりはどういうものになっているのか。

また、同時に、こういう施設が市で把握をされているんだったら、今どのくらいあるのか教えてください。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）有料老人ホームのかかわりと数でございますけれども、現在把握しているのが10カ所で246あったわけですけれども、ついせんだって田崎町に有料老人ホーム——そこは有料老人ホームの規定をクリアしながら、一段上のサービスつき高齢者住宅という分類であるわけですけれども、去る6月にせんだってオープンしたばかりで、ちょっとベッド数というか居室の数は把握しておりませんが、多くても20～30かなということで、申しわけございません。

それと、市とのかかわりでございますけれども、有料老人ホームは老人福祉法に規定され、届け出制でございます。その有料老人ホームの分類といいますか、一般的に薩摩川内市にございます住宅型有料老人ホーム、それから、他市にございます介護つきの有料老人ホーム、大きくは二つに分かれるわけですが、私どもの市にございます住宅型の有料老人ホームにつきましては、直接、本市とのかかわりはなく、そこに施設に入所されている方が要介護認定を受けていて、外部の介護保険のサービスを使われる方は多数おられます。

以上でございます。

○委員（新原春二） 実際、有料老人ホームは田崎の場合は34だそうです。住宅用でほとんど薩摩川内市はなっていると思うんですけど、市との関係はほぼ接点はないということありますけども、実際は、老健施設が大体3カ月ですよね。3カ月すれば出らないかんというので、その3カ月して出らないかん分を1カ月有料老人ホームに入ると。1カ月したら、また老健に入るというシステムが若干あるように見受けられるんですよ。その分は何も問題ないんですが、市としては、何も関係ないということですので、それはそれでいいんですが、そこで、ある程度やっぱり周知をされたほうがいいのかなあということで、要望ですけども、お願いします。

○委員（井上勝博） 養護老人ホームへの申請をしてから、恐らく待機者がかなりいらっしゃって、1年ぐらい待たれた方がいらっしゃるんですが、24日の日に、入れますよという通知が来たと、6月の24日。いつまでに入らなきゃいけないかというと、7月1日までに入らなきゃいけないというふうに言われたというんですよ。

この場合、養護老人ホームに入りたいという方ですし、ひとり暮らしで体の弱い方で、1回、入院もされて、非常に弱っていらっしゃる方なんですが、確かに施設としては7月1日に入つてもらわないと困るという事情はあるにしても、もうちょっと前からそういうことがわからなかつたんだろうかと。亡くなったりとか入院されたりとかということで、突如として空くという事情もあるんだろうとは思います。そういうのもあるんだろうと思います。だけど、それがたまたま月末だったからといって、1週間ぐらいの余裕しかないというのは、ちょっと余りにも負担が重過ぎるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 委員おっしゃるとおりに、入所申し込みをして、措置が必要であると判断をされてから入所できるまでに、やはりかなりの日数を要しているのが現状でございます。それが一つと、施設の定員がいっぱいであるということからは、そういう状況があるわけですが、委員おっしゃるとおり、長期入院、あるいは転出はないと思いますが、死亡等によりまして、定員に空きができたというのは、もう突然やってくるわけです。そういう現状をまず御理解いただきたいということと、入所日の決定に当たりましては、こちら、あるいは施設から一方的に日にちを指定するのではなくて、御本人、あるいは家族の方と十分話し合いをした上で、入所日は決定していると考えております。

以上でございます。

○委員（井上勝博） たまたまその方の話だと、生活保護を受けているわけですよ、その方が。そうすると、7月1日で入りなさいということで、名目上、入るという方法もあるということはお聞きしました。一回入ると。しかし、いろんな片づけとか処分ですね、そこにずっと施設のほうに入られるわけで、処分せないかんと。そういうものについてはゆっくりされてもいいということはお聞きしたんですよ。ただ、その場合に、やっぱり二重にダブってくる部分が出てくると。要するに施設に入っているという部分と、それから、実際に家賃のかかる住宅に住んでいらっしゃるという部分が——重なる部分が出てくると。それがやっぱり負担にはなってくるわけですよね。だか

ら、突然、そういう空きが出てくるという事情もよくわかるんだけれども、しかし、何らかの—余りにも期間が短過ぎる、そういう家族の協力が得られないというか、家族がばらばらにされている場合、ひとり暮らしでなかなかそういう支援も受けられないという場合については、何らかの救済措置というのは考えていただけないかなというふうに思うんですよね。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）今、委員の言われましたように、一旦、入所していただきますと、場合によっては片づけ等の外出というのは結構でございますという、そこら辺が私どもでお手伝いできる精いっぱいのところかなというふうには考えておりますが、よりよい方法がないか、また課内で検討はしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はつきましたと認めます。以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで一時休憩したいと思います。再開はおおむね午後1時といたします。

~~~~~

午前11時44分休憩

~~~~~

午後 1時 1分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員長（江口是彦）福祉課の審査に入る前に、市民課より午前中の審議での説明をされるということですので、よろしくお願ひします。

○市民課長（榎 順一）委員長から許可をいただきましたので、午前中の井上委員のことについて、資料を整理してまいりましたので、御説明申し上げます。

これは3月から5月の窓口交付枚数ということで、2月の分が試験的にやった分で手数料が入っておりましたけど、その分については省略させていただいて、3月から5月までを整理させていただきました。一番上の表が、全体の交付枚数でございまして、この内訳が、その下に1、2、

3とあります。1が窓口交付端末の分が全体で2万6,083枚で、85.0%の構成となっています。それから、自動交付機は3,910枚で12.8%、コンビニ交付は683件の2.2%ということで、このように整理ができましたので、それぞれ月ごとについては、また、見ていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

---

#### △福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次は、福祉課の審査に入ります。

---

#### △議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで、審査を一時中止しております議案第93号を議題といたします。一般会計補正予算について、当局の補足説明を求めます。

○福祉課長（坂元安夫）福祉課でございます。

まず初めに、4月1日付で人事異動がございましたので、御紹介申し上げます。援護第1グループ長の加治屋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○援護第1グループ長（加治屋光久）援護第1グループ長の加治屋と申します。一生懸命頑張ります。よろしくお願ひします。

○福祉課長（坂元安夫）それでは、補正予算につきまして、説明いたしますので、予算に関する説明書の18ページをお開きください。3款4項1目、生活保護総務費事項、生活保護適正実施推進事業費の補正額は、181万1,000円でございます。補正の内訳につきましては、生活保護法による保護の基準の一部が、本年8月1日から改正されることに伴いまして、生活保護システムの改修及びライセンス追加の業務委託を行い、生活保護業務の適正化を図るものでございます。

また、あわせまして、更なる医療扶助の適正化を図るため、生活保護版レセプト管理システムの操作端末一式を増設するものでございます。

なお、本件経費につきましては、国の生活保護適正化事業の業務適正化事業として、国から100%の補助を受けることになってございます。

次に、歳入について、御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の8ページをお開きください。15款2項2目、民生費補助金の生活保護費補助金の補正額は、180万9,000円でございます。これにつきましては、今ほど、歳出で説明申し上げましたとおり、生活保護システムの改修等などに要する経費について、国から生活保護適正実施推進事業費補助金として100%の補助を受け入れるものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）生活保護基準の引き下げについて、これは私は不当なものだというふうに一般質問でも言ったわけですけれども、国会の情勢でいうと、廃案ということで、今回、なりましたけれども、これは、政府は、また再提出のことと考えているみたいですので、予断は許さないわけですが。この基準額の引き下げについての予算ということなんんですけど、そういう国会情勢との関係はどうなるのかということが一つということと、それから、これは多岐にわたって問題が広がってくるわけですが、生活保護基準を引き下げるによって、就学援助のこととか、さまざまな制度にかかるわってくる。これは鹿児島市は調査をしてるんですが、これはどうすりやいいのかなと。その影響を与えないようにするというのが政府の見解ではあるんですが、非常にすべての所管にわたっているというか、課にわたっているということで、これを誰が最終的に責任を負うのかなという気がするんですけど、影響がないようにですね——基準を下げたということになって。——その辺についてちょっと見解を教えていただければと思います。

○福祉課長（坂元安夫）まず、御承知のとおり、昨日、国会が閉会しましたけれども、今回のこの基準引き下げにつきましては、生活保護法の改正とは一切関係ございませんで、この引き下げにつきましては、告示でなされるものです。それで、既に告示が官報に掲載されておりまして、引き下げそのものにつきましては、これはもう8月1日から適用されるということになりますので、特に今の動きとは連動するものではございません。

それと、引き下げの影響につきましては、実は本日、委員会の資料の中に、全序的な取りまとめとして、減免等を設けた制度の一覧をお示ししてございます。その中でちょっと御説明を申し上げたいと思っておりましたが、そちらでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はつきましたと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないとの認めます。ここで議案第93に係る審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（江口是彦）次は、所管事務調査を行います。当局の説明を求めます。

○福祉課長（坂元安夫）それでは、市民福祉委員会資料に基づきまして、生活保護法による保護の基準の一部改正について説明を申し上げます。

資料は12ページからでございます。なお、資料のページ数が多いため、説明に少々時間を要することになりますけれども、この点につきましては、まず、御了承をいただきたいと思います。

まず、主な改正の概要についてでございます。これにつきましては、厚生労働省社会・援護局長から本年5月に通知がなされておりまして、それによりますと、社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・構成人員・地域差による影響を調整し、平成20年以降の物価の動向を勘案し、改定するとされております。

さらに、激変緩和措置を講ずることにし、現行の基準からの改定幅は10%が限度となるように調整すること、また、改正是、平成25年8月1日から3年間かけて段階的に実施するとされております。また、別途、12月から1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して越年資金として支給される期末一時扶助については、現在、乳幼児から高齢者まで一律に人数倍した額を支給しているため、一律に人数倍するのではなく、スケールメリット、世帯規模の経済性を勘案するように改定すると示されてございます。このように、今

回の保護の基準の主な改正は、生活保護の扶助費のうち生活扶助基準額と期末一時扶助の見直しが主なものとなってございます。

なお、生活保護基準については、毎年度、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案し、予算編成過程で検討されるものであり、今後、物価の上昇に伴い消費動向が上昇する場合には、そのことも勘案しつつ、改定を検討すると示されてございます。

次に、2、平成25年度、平成25年8月からの生活扶助基準額の計算式についてでございます。まず、生活扶助基準とはどのようなものかについて御説明を申し上げます。この生活扶助基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けて厚生労働大臣が告示により定めるものでございまして、今回の改正につきましては、既に、5月16日の官報に掲載されてございます。この生活扶助基準は、まず所在地域別に定められておりまして、具体的には、生活様式、物価の違いなどによる生活水準の差に対応して全国の市町村を6区分の級地に分類し、基準額が設定されております。本市は、大都市及びその周辺市町、県庁所在地を初めとする中都市以外のその他市町村でございまして、鹿児島、曾於、志布志、南九州市の4市を除く、県内14市と同じ、3級地の1となってございます。

なお、生活扶助基準は、衣・食などのいわゆる日常生活に必要な基本的、経常的経費についての最低生活費を積み上げたものでございまして、この構成は、大きく飲食物や被服費など個人単位に消費する生活費について定められた第1類費と、世帯全体としてまとめて支出される経費で、光熱水費などの第2類費に分けられ、身体障害者、中学校修了前の児童がいるなど特別な需要のある者にはさらに各種加算が合算されるという構成になってございます。

次に、(2)新旧の生活保護基準額表についてでございます。資料、13ページをご参照ください。まず、個人単位に消費する生活費について定められた第1類費でございます。表をごらんいただきますと、12歳～19歳の区分と20歳～40歳の区分欄のみが表の右側の新基準額が減額となってございます。その他の区分は全て増額となってございます。

次に、第1類費の表に定める、個人別の基準額を合算した額に乘じる率である遞減率についても見直しがなされておりまして、これまで、4人世帯から減額となる遞減率0.95が設定されておりますが、新遞減率は、2人世帯から減額となる遞減率0.885が設定されてございます。

次に、世帯全体として消費する生活費について定められた第2類費であります。1人世帯の新基準額が減額となっており、1人世帯以外の世帯については、全て増額となってございます。

なお、暖房費などの必要経費として、冬季である11月から翌年3月まで支給される冬季加算につきましては、全ての世帯人員別区分において新基準額は、減額となってございます。

次に、12月から1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して、越年資金として支給される期末一時扶助費については、これまで、1万1,630円に世帯の人数を乗じた額でありましたが、新基準額におきましては、世帯の人員数ごとに額が設定されておりまして、全ての世帯において減額となってございます。

次に、(3)生活扶助基準額の計算式についてでございます。資料は、14ページをお開きください。まず、今回の見直しは3年間かけて均等に改定を行うため、A、現行の基準とB、見直し後の基準、この2つの単価を用いて、各年においては、その差の3分の1ずつを改定する手法を用いることとされております。見直し1年目の平成25年8月支給からの算式が示されておりまして、この算式に基づき、第1類費、第2類費の合算額を計算することになってございます。計算例といたしまして、35歳と25歳の夫婦と4歳の子供1人の3人世帯の計算例を示しておりますので、御参照ください。

なお、旧基準と新基準でどの程度の差があるのかにつきましては、資料15ページに、3、生活扶助基準額の見直しの試算をお示しいたしましたので、ごらんいただきたいと思います。この表につきましては、生活扶助額だけについて、あくまでも目安として試算したものでございます。実際の支給額については、加算額がある世帯、収入がある世帯など各世帯で全く違う数値になりますので、まずは、御理解をお願いいたします。表の見方につきましては、まず、世帯構成が夫婦と子供

1人の3人世帯の例を一番上の欄にお示ししてございます。先ほどの計算例でお示した世帯構成の例でございます。この3人世帯の区分欄の一番上の段の現行欄の生活扶助額の計の欄をごらんいただくと、13万1,350円でございます。現行欄の下のH25年8月欄の生活扶助額の計の欄をごらんいただきますと、12万8,120円でございます。現行との差額欄は、3,230円の減額となってございます。このように、基準が見直されることに伴い、平成25年8月時点においては、3,230円の減額になることを示してございます。また、区分欄のH27欄の生活扶助額の計の欄をごらんいただくと、12万1,656円であり、現行と平成27年度の差額は、9,694円の減額になることを示してございます。

次に、表の一番下の家族構成欄をごらんいただきますと、65歳の単身高齢世帯の例でございます。現行との差額が平成25年8月、平成27年度のいずれの時点におきましても増額となる見込みでございます。

なお、先ほど、補正予算のところで説明を申し上げましたとおり、今回、生活保護システムの改修に要する予算を計上しているところでございます。今後、システムの改修を実施することにしておりまして、現段階で全保護世帯の影響額等を把握するのは大変難しいところでございますが、直近の6月定時支給分におきまして、基準の見直しに伴い保護廃止となるのではないかと想定される世帯の抽出を行い、世帯構成や収入状況など、6月支給時点と全く異動がないものと仮定し、新基準に基づきまして、保護費の概算の試算を行いましたところ、平成25年8月時点での保護廃止となる世帯は見込んでいないところでございます。

次に、4、生活保護基準をもとに減免制度等を設けている本市の各部局の施策について説明申し上げます。資料は16ページからでございます。国は、生活扶助基準の適正化の観点から、本年8月1日より新たな生活扶助基準額に見直すことにしてございます。これに伴いまして、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府では、できる限り影響が及ばないようにするため、生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響についての対応方針をこれまでに全閣僚で

確認してございます。

また、この対応方針に基づきまして、厚生労働省は5月16日付で、生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響についての事務次官通知を都道府県知事・指定都市市長・中核市長宛てに発出し、各地方自治体においてもこの政府の対応方針の趣旨を理解した上で、各地方自治体において適切に判断・対応するよう通知してございます。

これらを踏まえ、本市におきましても生活保護基準額の見直しに伴い影響を受ける施策が想定されるところでございまして、今回、全序的に生活保護基準を基に減免制度等を設けているどのような施策があるか、当課で調査をいたしましたので、これを今回お示ししたものでございます。

生活保護基準をもとに減免制度等を設けている施策の数は、当該施策がその影響について、国で判断すべき事業が17件、当該事業がその影響について、本市で判断する単独事業が28件、国及び市単独事業併用事業が3件の合計48件でございます。これにつきましては、表の右側の欄に○印で表示しております。表をごらんいただきましておわかりのとおり、当課の事業はないところでございまして、個々の具体的な事業内容などにつきましては、全ての内容を当課で把握しているものではありませんので、この点につきましては、御理解をお願いしたいと思います。

なお、生活保護基準額の見直しに伴い、保護廃止となった場合の48事業の取り扱いにつきましては、市といたしましては、基本、政府の対応方針及び厚生労働省事務次官通知に基づき、影響のないよう対応する方向で調整中でございます。この事業の中で、国・県等が判断すべき事業については、今後の国・県等の判断、対応等を踏まえ対応する予定にしてございます。市が判断する単独事業につきましては、生活保護基準額の見直しに伴い保護廃止となった場合、平成25年度については、現行の生活保護受給者である者に適用されている減額、免除等について、同一の取り扱いとする方向で調整中でございます。なお、各部局におきまして、必要に応じ所要の対応を実施する予定にしてございます。なお、平成26年度以降につきましては、具体的に示された段階で協議することに考えております。いずれにいたしましても、先般5月30日に県の説明会がなされたところで

ありますが、影響に対する対応について、いまだ、国・県の情報が少ないことから、国・県等の動向を見きわめなければならないことが問題点であると考えてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）この問題で大きな矛盾というのは、生活保護基準というその基準をいじるということと、それ以外で影響を受けているものを区別するということが、政府はほかは影響受けないようにするということ自身が矛盾なんですね。生活保護の基準というのは、最低限の生活の基準を決めたものなのに、それ以外のものについては、影響を受けないようにするということ自身が、二重基準をつくろうという考えになってくるわけですね。だから、その辺の根本的な矛盾ですよ、これは。そして、生活保護の基準を引き下げるという根拠になるのが物価指数ということになるわけですけれども、実態として決して生活費に係る実経費が前よりも楽になっているという実態はないわけですね。その辺につきましても、二重基準であるということについては、どういうふうに思うんですかね。

○福祉課長（坂元安夫）基準の見直しになったわけですので、二重になっているとは考えてございません。新しい基準があくまでも制定されたと、それを国が告示によって示したというふうに考えてございます。

○委員（井上勝博）私が言っている二重基準というのは、生活保護の基準をもとにして、さまざまな減免とか制度というのをつくられてきたと。本来ならば、生活保護の基準額を引き下げるというのが、本当に妥当なものであるという、誰が見ても妥当なものであるということならば、別にいじる必要はないわけですよ。ほかを—減免の基準をいじる必要ないわけじゃないですか。それをいじるというのは、これは二重基準ということになるんじゃないかなと思うんですよね。

○福祉課長（坂元安夫）この中でも激変緩和措置ということが言われておりますので、激減を緩和するために、そういう措置を、今、言われるよ

うな部分があるというのも想定内だと思いますので、激変緩和措置を設けて対応するというのが、国の考え方だというふうに理解してございます。

○委員（井上勝博）今の説明で言うと、そしたら、行く行くはほかの減免の基準も、この生活保護の引き下げの基準に合わせるんだという説明になるんですか。そういうことですか。

○福祉課長（坂元安夫）今回の場合は3年間かけて激変緩和措置を設けてということになってございます。それで、基準そのものは、現行基準というのは、これは実は今の基準は平成24年度の基準でございます。それで、次の基準が示されたのは、平成27年度の基準を示されておりますので、少なくとも平成27年度においては、新しい基準で支給するということになるだろうと思っています。ただし、今、示されているのは、あくまでも3年間激変緩和措置で3分の1ずつということです。わざわざ示されることは、平成25年度の計算式しか示されてないということが、今の現状でございます。

○委員（井上勝博）ちょっと私、よくわからなかつた。もっと下げるということですか、これから。そういうことですか。

○福祉課長（坂元安夫）この表をごらんいただきますと、欄を3つ設けてございます。15ページのほうですね。見直しの試算をお示ししたものでございますが、まず、一番上の3人世帯において、一番上が現行、その次の下の欄が平成25年8月、一番下が平成27ということで、この平成25年8月の一番右の欄をごらんいただくと、これが平成25年8月時点においては、まず3人世帯であれば3,230円の減額になります。これをそのまま平成27年に置きかえますと、9,690円の減額になりますということを示しておりますので、先ほど言いましたように、平成27年基準に基づいて27を試算すると、こういうふうになるということでございます。

○委員（井上勝博）段階的に基準を下げているから緩和であるという、その説明はわかるんですけども、それによって、ほかの減免にも影響が出てくると。しかし、政府はそれ以外のものの減免については、影響を受けないようにというふうに言っていることがおかしいんじゃないかなと言っているんですよ。

だって、生活保護基準をもとにしてつくってきている、それはなぜかといったら、それが妥当な基準であるからという考え方ですよね。しかし、生活保護を受けている人たちについては、基準額を引き下げるけども、それ以外の減免とか受けている者については、その影響を受けないようにするんだということ自身は、矛盾じゃないかなと。考え方には矛盾が出てきていると。二重スタンダートになるというのは、そういうことじゃないでしょうかということですね。

○福祉課長（坂元安夫） 答えになってないかもしれませんけれども、とにかく基準が変わったことに対して、その分について確かにその影響がない救済措置ということで、今まで減免措置等を受けてた方については、同じ扱いをしましょうということだけです。

ただ、確かに平成27年度の基準を適用したときに、大きく下がる——上がる方も実はいるんですけども——下がった場合に、それ以降については、全く示されておりませんので、平成27年度基準がそのままそれ以降については適用されるというふうに、今は我々としては思っております。それをもって激変緩和措置は、普通に考えれば終了するだろうなと思っておりますので、平成27年度になった時点で基準は一つだということでございますので、あくまでも激変緩和措置で実施されるというふうに考えてございます。

○市民福祉部長（春田修一） 今回の部分の根本的な部分からなんんですけど、根本的な部分としては、平成20年度以降の基準をずっと政策判断で据え置いてきたと。その中で今回、先ほど課長がお話ししましたように年齢とか、世帯人員とか、地域差による生活保護費の基準等、一般的の低所得者の世帯との消費実態等の検証を踏まえた結果、今回の調整を行うことになったというのが前提です。その中で、こここの部分が4年間、平成20年度からずっと政策判断で据え置いてきた関係で、減少幅が——引き下げ幅が大きな人も、10%を超えるのが出ないような形で調整するために3年間で調整したと。国が事務次官で通知を出してきたのは、今回の見直しによって生活保護世帯を外れる人、そういう人については配慮してくれよというような考え方です。ですから、国のはうとしても、今回、生活保護の外れた方については、国

のそれなりの対応をとってくるので、市町村としてもそのような、地方自治体としても同じような配慮をしてくれないかというようなことがあって、本市の場合は、幾つもの課にまたがったので、その取り扱いについて影響を受けないような、生活保護を外れた方については、市の単独事業については、國の方針に基づいて影響のないような形にしましょうというような形で、今、調整をしつつあるというふうなことです。

ただ、国・県の部分については、まだ国が示している部分が、私どもの情報として仕入れているのは一つだけです。ちょっと情報収集の手薄な部分があるかもしれません、通知として流れてきたのは一つだけなので、今後、出てくる部分等を検討しながら、本市の部分も調整のあり方を検討していきたい。いずれにしても、平成25年度の8月で保護が外れる方については、同じような生活保護で、受けていた部分と同じような使用料とか負担金とか、そういう部分は同じ取り扱いにしていったらどうかということで、今、調整中だということでございます。

○委員（井上勝博） 生活保護基準というのは、生活保護を受けている人だけの基準ではなくて、それ以外にも、それを基準にして、いろんなさまざまな減免とかいうのがたくさんあるということがここで示されたわけですね。

そうすると、生活保護基準を下げて、しかし、影響を受けないように、ほかは減免については影響を受けないようにするということになると、その基準というのが、いつまでもその基準にするということなんですね、結局。そういうのないんですか。これも激変緩和措置であって、やはりいずれにしても下げてくるということですか。減免制度の基準を下げてくるんですか。それを確かめたいですけど。

○市民福祉部長（春田修一） その分については、法律に基づいてやっているわけでございまして、國のほうからは平成26年度以降の税制改正において、住民税との非課税限度額等の、そういう部分については、基準額の部分については、税制改正によって対応するという話になっております。ですから、私どもとしては、そちらの部分に従っていくしかないだろうというふうには考えております。

ただ、先ほど何度も言うように、今回、見直しによって生活保護を外れる方については、平成25年度においては今までと同様、生活保護を受けていた同様の取り扱いとして対応していきたいと、負担金とか使用料とか、そういう部分については、同じような取り扱いをしていきたいというふうに今調整中だということでございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。以上で、福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △子育て支援課の審査

○委員長（江口是彦）次は、子育て支援課の審査に入ります。

---

#### △議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）ここで審査を一時中止しておりました議案第93号を議題といたします。一般会計補正予算について、当局の補足説明を求めます。

○子育て支援課長（吉川真一）子育て支援課でございます。4月に異動がございましたので、新しい職員の紹介をさせていただきたいと思います。育成支援グループ長の内村でございます。

○育成支援グループ長（内村初男）育成支援グループ長の内村です。よろしくお願いします。

○子育て支援課長（吉川真一）どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第93号一般会計補正予算歳出中、子育て支援課分について御説明申し上げます。第1回補正の予算に関する説明書17ページをお開きください。3款民生費、3項児童福祉費の1目、児童福祉総務費は192万5,000円の増額補正でございます。今年度、保育士等の人材確保対策をいたしまして、当初予算に保育士等の処遇改善に要する経費、金額5,450万7,000円計上いたしておりましたが、事業実

施に伴う事務費補助の詳細が示されましたことから、今回補正しようとするものでございます。内容は、事項、児童福祉管理運営費に臨時職員雇上げ等、事業実施に要する経費を増額するもので、財源は、内訳欄に記載しております金額でございます。全額、県補助金で、192万5,000円の額を財源といたしております。

歳入でございますが、予算書に、戻っていただきまして、10ページのほうをごらんください。16款2項県補助金、2目の民生費補助金の2行目になります。3節児童福祉費負担金、説明欄の安心こども基金総合対策事業費補助金（保育士等処遇改善事業）、326万2,000円でございます。歳出で説明いたしました児童福祉管理運営費と、市民課から説明があったかと思いますけど、市民政策調整費の人文費のほうに充当するものでございます。

以上で、一般会計補正予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。以上で、議案第93号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論・採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。討論はありませんので、これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行

います。当局から説明はありますか。

○子育て支援課長（吉川真一）説明報告は特にございません。

○委員長（江口是彦）委員の皆さんから質疑ございませんか。

○委員（今塩屋裕一）ちょっとお聞きしたいんですけど。今の現時点で待機児童、特に何歳児というのがどれぐらいだとか、わかれれば、今ちょっと教えてもらいたいと思います。

○子育て支援課長（吉川真一）本年4月1日現在の状況でございます。厚生労働省基準で、待機児童が42名、内訳はゼロ歳児が5名、1歳児が37名でございます。

○委員（今塩屋裕一）ゼロ歳児、1歳児と、1歳児は結構多いんですけど、今後の考え方、待機——よく私も言われるのが、どこか入るとこないですかねという声を聞くんですけど。民間のところも御紹介するには、やっぱり金額もちょっと合わないということも言われるし、家庭内のこともあることで、そして、共働きも多いということで、ここでいろいろ子育て支援課としても、何か考え方とか、こういう施策があるとか——特に今、少子化の問題、全国的にもいろんなことで問題にもなっていることもありますし、例えば人気のあるこういったところに拡大するような考え方とか、それとか、学校跡地を使ってお願いするとか、そういう考え方はないのか、お聞かせください。

○子育て支援課長（吉川真一）待機児童対策に関する考え方ということでございます。私どもも本会議で部長も答弁の中で言っておりましたけど、平成20年、1,730の定員でございました。これにつきまして、平成21年度以降、460名の増員をしたところ、現在、2,195名と、465名の増になっております。方法といたしましては、施設の増改築に加えて、施設だけにスペースの余裕がある園につきましては、増員のお願いをいたしまして、スタッフの体制を整えていただくことで、増員、それを合わせまして、この数字になってきたわけでございます。現状、そういった定員増、空きスペースを活用した定員増というのは、もう限界かなという状況かと考えております。増設、それから増築といった方法による定員増を考えていかないといけないということで、園側にもいろいろ意向をお尋ねしながら、検

討の調整等をやっておりますが、今、現状で見込めますのが、今年度、増設を考えていらっしゃる園が1園ございまして、20人の定員増が見込まれております。

それから、今年度ということではございませんが、幼稚園のほうで認定こども園を建設したいというお話がございまして、こちらのほうは40人の定員ということです。ただ、平成27年度をめどに事業を進めていきたいという、そういった現在の状況でございます。

○委員（新原春二）一般質問でもしたんですが、3から4歳、5歳児の主食の持参の問題ですね。私も5つの園の園長さんといろいろ話をさせていただきました。本音を言えば、園も子どもたちに給食として管理をしてあげたいというのが本音です。ただ、問題なのは、いろいろなハード面がかなりありました。というのは、食器がまざないとこと、それから釜がないということ、それから釜の置き場がないということ、それから、洗うおけなんかの設置箇所がないということ等がハード面がありました。

もう一つは、それに伴って、保母さんの仕事量が増えるというがありました。これは要因的な問題ですね。これがあって、保育園の園長さんとしては、どうも踏み切れない。なかなか言い出せないというのが全くの本音でした。

それと、もう一つ言われたのは、子どもはそれでいいんですが、親の教育が一つはネックになります。何もかもしてやるというのは、そんなんですが、今でもそうなんですが、一部には本会議でも言ったように、コンビニの握り飯を持ってくると。見てみれば、前日買うやつなんでしょうけど、賞味期限が切れている。そういうことやら、実はあるんだと。だから、市で言わされたんだけど、そういったハード面、ソフト面の金が必要るのはわかっているので、なかなか言い出せないというのは、全くの本音だったと思うんですね。

したがって、そういうことがあるとすれば、そのクリアをすることによって、そうした温かい御飯を食べられる一面はあります。

もう一つ的一面は、米がどれだけ要るのか、1人大体0.5合だそうです。そうした場合に、地産地消をいって薩摩川内市の中で、地元の米を、園の近くの米を購入して、それに充てるとい

うことになれば、地産地消の実践にもなりますし、そうした一面でもかなり効果があるのかなというふうに思いましたし、本会議の答弁では、調査をして、それなりに対処をしたいということでしたので、そこら辺も含めて、園の園長さん、それから保護者会、そうしたところと十分調査をしていただいて、できれば将来的に金をつくっていただけで、そうした実践をしていただければありがたいなということで、ここで提議をしました。

そういう点で調査をされるということであったんですが、その手だてという、調査されるのはいいんですが、それだけ金がどのくらい要るのか、そこら辺も含めて試算をしていただければありがたいなということで、これについては要望にしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○市民福祉部長（春田修一）今回の一般質問の中で、お二方から質問を受けさせていただいたところでございます。最後には市長のほうが、今、新原委員がおっしゃいますように、調査をしてみたいというような形で、市長のほうが答弁させていただきましたので、今後、してある園が4園ほどございます。米を持ってこさせる、あるいは負担金を取つたりとかというような形で、4園は現在実施されておりますので、そういう方々がどう思ってらっしゃるのか。

それと、あと残りの園の方が、どういうふうな考え方を持ってらっしゃるのか、いろんなハード面、ソフト面、いろんな課題があろうかと思いますので、そういう部分を調査しながら、また一方では、公立幼稚園もなんですが、本土部分で3,600円の給食費を徴収しております。私立幼稚園の中でも、やっぱり給食費という形で徴収しているところでございます。そういうことを考えたときに、年齢を見たときの公平性という部分も一方では考へないといけないだろうと。

保護者の方への軽減策としましては、保育料で例を申しますと、国の徴収基準より本市の場合は1億6,000万円程度市費を打ち込んでおります。仮に1,400人で500円とした場合に、年間840万円ほどかかるという数字も思っております。そうしたときに、先ほど言ったように、同じ年齢層の幼稚園の方とどういうふうなつり合いをとっていくのと、それと全体的に平成27年度から交付税が下がる中で、新規事業をする際に、

ただ単に新規事業だけでいいのか、あるいは既存の事業との調整をしながら、新規の事業を組んでいくのかという問題等もあろうかと思っているところです。ですから、これについては、意向のお話もですけど、いろんなそういう複雑な部分が絡んできていると思いますので、そのあたりをもうちょっときちんと整理しながら、取り組んでいかなければなと思っております。

古いデータで申しわけないんですが、2003年度の全国保育協議会の調査の中では、九州では73%が持参というような形になっております。それはやっぱり農業県とか、そういう部分があつて、お米をつくっていらっしゃる家庭というのも多いので、あえて自分の家で米とかそういうものはあるんだけど、負担金まで取つて持参をさせるのかとか、いろんな問題等も絡んできそうな気がしますので、もうちょっとこれについては時間をいただいて、方向性を出していければなというふうに考えているところでございます。

○委員長（江口是彦）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。以上で、子育て支援課の審査を終わります。御苦労さまでした。

そしてまた、部長を初め当局の皆さん、お疲れさまでした。

---

#### △委員会報告の取りまとめ

○委員長（江口是彦）以上で日程の全てを終わりました。委員会報告書の取りまとめについて、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

暫時休憩いたします。

~~~~~

午後1時50分休憩

~~~~~

午後1時52分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△閉会中の継続調査

○委員長（江口是彦）閉会中の継続調査について、お諮りします。お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、また、閉会中に現地視察など委員派遣を行う場合は、その手続を正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。（資料は巻末に添付）

○委員（井上勝博）この中に産廃の問題がありますけれども、現地調査をしたんですが、しかし、実際に質疑もする必要があるんじゃないなというふうに思いますので、ぜひ閉会中に県の担当課に、参考人に来ていただけるようにお願いできないかなと思います。

○委員長（江口是彦）ただいま参考人招致の要望がありました。ほかの委員の皆さんから御意見ありますか。

○委員（新原春二）特段に問題はないと思いませんから、必要ないと思います。

○委員（井上勝博）重視せないかんと思いますよ。

○委員長（江口是彦）ほかの委員の皆さんは。

○委員（今塩屋裕一）私も必要ないと思います。

○委員（井上勝博）住民の人たちがもう納得して、もういいよという話じゃないわけでしょう。我々としても、やっぱりきっと、それは聞いとったほうがいいじゃないですか。あれは現地を案内してもらっただけだから。本当に安全性という問題で、今回の遮水シートがね。

○委員長（江口是彦）協議会に切り替えて、ちょっと自由討議形式で行いましょう。

~~~~~

午後1時5分休憩

~~~~~

午後2時 1分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）では、本会議に戻します。今、言うように、何かどうしても市民説明をしなければいけないときには、来ていただくとなっていますので、そのときはまず、資料を皆さんにも——閉会中であろうが調査できますので——全員

にお配りして、そして、じゃあ、参考人を招致したらいいという場合、そこで具体的にお諮りするということはどうでしょうか。今度、資料提供があったら、皆さんにすぐ提供するということで、よろしくお願いをいたします。

ほかに閉会中の継続調査について、ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、配付されているこの内容で議長に申し入れることにしたいと思います。

---

△閉　　会

○委員長（江口是彦）以上で市民福祉委員会を閉会いたします。

本日は本当に御苦労さまでした。

## 【卷末資料】

陳情文書表

閉会中の継続調査について



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                      |       |                  |  |  |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------|------------------|--|--|--|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 陳情第 5 号                                              | 受理年月日 | 平成 25 年 6 月 10 日 |  |  |  |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 年金 2.5 % の削減中止を求める意見書提出についての陳情                       |       |                  |  |  |  |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 薩摩川内市祁答院町上手 6963 番地<br>全日本年金者組合薩摩川内年金者の会<br>代表 青木 邦雄 |       |                  |  |  |  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                      |       |                  |  |  |  |
| <p>昨年 11 月 16 日に、衆議院解散に先立ちほとんど審議されないまま、本年 10 月から 3 年間で年金を 2.5 % も削減する法律が成立した。</p> <p>これは、物価スライド「特例水準の解消」を理由としているが、1999 年（平成 11 年）から 2001 年（平成 13 年）の消費者物価指数が下がったときに、高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために、2000 年（平成 12 年）から 2002 年（平成 14 年）の年金額を据え置いていた措置である。「特例水準の解消」は、毎年 0.9 % 以上も年金を削減されるデフレ下のマクロ経済スライドに連動し、限りない年金削減の流れが作られようとしている。</p> <p>灯油など生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活が厳しさを増している今、10 年以上も遡って年金額を引き下げる理由はありません。来年 4 月からの消費税引上げが重なれば、その深刻さは計り知れない。</p> <p>また、年金削減は、高齢者だけの問題ではない。厚生労働省の統計によると、薩摩川内市における厚生年金と国民年金の年間支給総額は 370 億円（平成 24 年度）で、年金 2.5 % 削減は 9 億円を超える。高齢者の大幅収入減は地域の経済に大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結することは言うまでもない。深刻な不況が続く日本経済への打撃も看過できない。</p> <p>本来、物価スライドは、物価高騰に対して年金の目減りを回避するためのものである。年金削減の手段とするのは本末転倒と言わなければならない。</p> <p>については、このような年金額削減の流れを変えたいとする私たちの運動をご理解いただき、不況をより深刻にする年金 2.5 % 削減の実施を中止するよう、地方自治法第 99 条の規定により下記事項について国に意見書を提出されるよう陳情する。</p> |                                                      |       |                  |  |  |  |

#### 記

2013 年 10 月からの 2.5 % の年金削減を中止すること。

閉会中の継続調査について

市民福祉委員会

(調査事項)

- 1 戸籍及び住民記録等に係る諸証明について
- 2 健康増進について
- 3 地域医療について
- 4 環境保全について
- 5 産業廃棄物管理型最終処分場について
- 6 社会福祉事業について
- 7 障害者支援について
- 8 高齢者支援について
- 9 子育て支援について
- 10 国民健康保険について
- 11 介護保険について

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 江口是彦